



アンケートの結果をお知らせします (その2)

第19号に引き続いて、本号では、Q6部分（満足・不満の点）の回答結果をお知らせします。
Q6部分については、全48件のご意見をいただきました。分類の上、意見の一部を紹介します（原文のまま）。

満足意見【43件】

① 頻度（情報の適時性、継続性、鮮度等）に満足する意見：5件

- ・いつもタイムリーな情報をいただき、大変助かっております。
- ・定期的に認証ADRに関する情報が発信されている点が素晴らしい。今後も同様に続けて欲しい。

② 内容（法令の改正動向、実務上の留意点、他の事業者の動向等）に満足する意見：14件

- ・法律改正や時効中断の考え方などの情報提供記事は、とても参考になった。
- ・実際のADR実務に関わるトピックスは有用な情報であると感じました。
- ・かいけつサポートの「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」で、他の団体の活動状況を確認することができて、参考になった。
- ・不応諾時の時効中断効の考え方（第9号）は充実した内容で、調停人養成、手続管理、受付事務の研修などで利用したい。

③ 明快さ（分量、一覧性、書式体裁上の工夫等）に満足する意見：8件

- ・情報が簡単に一目見てわかるように纏めてあるところが良い。
- ・14号以外は複数の段組みとなっていて読みやすいです。
- ・情報量は必要最小限でコンパクトにまとめられており、短時間で読了可能な点にも満足致しております。

④ 有益さ（手続促進、研修案内、各種レポート等）に満足した意見：10件

- ・ADR事業者にとって必要な事務手続きについて、タイムリーに情報を流していただけるので、手続を失念せずに済む点はよいと思います。
- ・シンポジウム、実務研修・実務情報交換会等の案内（第11,17号等）、法テラスでの意見交換会の結果（第14号）等の情報は有益だった。

⑤ その他：6件

- ・法務省から直接、メールで情報を配信してくれることが大変便利だと思います。また、時宜を得た内容であり、1枚にまとめている点で分かりやすいと思います。
- ・かいけつサポート通信第14号意見交換会に於いて、参加事業者、法テラスからの意見等の結果を踏まえ各認証事業者と相互連携する事により専門性・特殊性を発揮し一層の活性化に繋がると実感致します。

不満足意見【1件】

- ・残念ながら頂いた情報の多くは事務的なもので、直接調停に役立てることができるのが少ない。

その他意見【4件】

- ・かいけつサポート通信、という名称がよくない、または内容と合致していないと思います。端的に、法務省、紛争解決業務認証係からの通信（便り）、で良いと思います。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部
審査監督課 紛争解決業務認証係
☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378
E-Mail: adr-c@moj.go.jp

次号に続く